

設備投資に対する税制優遇について

こんにちは。税務部の今井貴之です。

今回は、アベノミクスの成長戦略の一環である産業競争力強化法から、設備投資に対する税制優遇措置である「中小企業投資促進税制」について、ご説明したいと思います。



Q1. 中小企業投資促進税制とは？

長い名称ですが、その名のとおり「中小企業の設備投資を促進させるための税制」になります。具体的には、青色申告をしている中小企業者等(※)で、一部の業種を除く、ほとんどの業種が該当し、新品の対象固定資産(図I)を平成29年3月31日までに取得し、事業の用に供した場合に、税制の優遇措置を受けることができる制度になります。

※中小企業者等とは、以下の①～③の者

- ① 資本金・出資金が、1億円以下の法人
- ② 資本金・出資金を有しない法人のうち、
常時従業員数1,000人以下の法人・個人事業主
- ③ 農業協同組合等

設備	要件
機械装置	すべて(1台160万円以上)
器具備品、工具	・一定の電子計算機(複数台計120万円以上) ・一定のデジタル複合機(1台120万円以上) ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 (1台30万円以上かつ複数台計120万円以上)
ソフトウェア	一定のソフトウェア(複数基計70万円以上)
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

(図I 対象固定資産 中小企業庁資料より)

ただし、資本金・出資金が1億円以下でも、資本金・出資金1億円以上の法人等から、一定額以上の出資を受けている法人は、除かれます。

Q2. 税制優遇の内容は？

要件を満たした場合には、取得資産の特別償却又は税額控除を受けることができます。

<個人事業主又は資本金3,000万円以下の法人>

特別償却30% と 税額控除7% の選択適用(税額控除は、適用期の法人税額の20%が上限。)

<資本金3,000万円超、1億円以下の法人>

特別償却30%のみ

Q3. 生産性向上設備には、さらなる優遇が？

平成26年1月20日以降取得した資産のうち、一定の生産性向上要件等を満たす設備の場合には、優遇措置が上乘せされ、以下のとおりに拡大されます。

<個人事業主又は資本金3,000万円以下の法人>

即時償却(100%償却) と 税額控除10% の選択適用

<資本金3,000万円超、1億円以下の法人>

即時償却(100%償却) と 税額控除7% の選択適用

※いずれの場合も、税額控除は、適用期の法人税額の20%が上限。

細かい要件等が、複雑な制度ですが、設備投資を検討している方は、ぜひ適用の有無を確認していただければと思います。実際の適用にあたっては、証明書や確認書の発行等が必要になる場合もありますので、時間的な余裕をもって、ご検討をいただくとともに、事前に弊社または専門家へ、ご相談いただければと思います。

(税務部/今井 貴之)